

令和7年度 大田区 認証保育所の指導検査

会計経理編

大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

1 会計の重点項目

- 1 運営費等補助金が適正に支出されているか
- 2 キャリアアップ補助金「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか

2 保育料①

観 点

基本的な考え方

保育料収入は、利用者と直接利用契約を結び、それに基づき徴収するものである。

保育料は、設置者が自由に設定できる。ただし、**月220時間以下の利用をした場合の月額**は、**3歳未満児の場合80,000円**（区市町村が認める場合は104,000円）、**3歳以上児**（認定こども園の認定を受ける認証保育所における短時間利用児を除く）**の場合77,000円**（区市町村が認める場合は101,000円）**を超えない料金設定**とすること。
（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。）

なお、**保育料の月額**には、**基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費（12分の1の額）及びこれらにかかる消費税相当分を含むものとする。ただし、長時間保育を行う際に提供する2食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含まないものとする。**

・ 保育料の徴収額は要綱に定める限度額を超えていないか。

★POINT★

・ 保育料の上限、月220時間以下の利用の場合の月額、保育料の月額の内訳など、適切に設定されているか確認すること。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」 4

2 保育料②

観 点	基本的な考え方
・利用時間の変更に伴う保育料の変更が書面で確認できるか。 ・帳簿又はそれに替わるものを作成しているか。 ・保護者から徴収金を徴収するときは、あらかじめ説明をしているか。	利用時間の変更に伴い、保育料金に変更になることもある。その場合には、変更内容が書面で確認できることが必要である。 日常的に実費徴収が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。 保育料並びに自主事業及びその利用料等は重要事項説明書に記載し、交付しなければならない。

★POINT★

- ・利用時間の変更等に伴い、保育料金に変更になる場合は、その都度、契約変更に関する書面を取り交わすこと。
- ・個々の利用者について、最新の契約内容を常に確認できるように、契約書等は適切に作成・保管すること。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」 11

3 現金管理

観 点	基本的な考え方
・現金で受領した場合には、領収書を発行しているか。 ・現金取引が発生した場合には、定期的に複数で残高確認を行うなど、適正な現金管理を行っているか。 ・現金取引が発生した場合には、現金出納帳又はそれに替わるものを作成しているか。	領収書は、金銭の授受の取引事実の根拠付けとなる重要な書類となる。 現金は他の資産と比較して不適正な管理の行われる機会と危険が大きい。このため、例えば、金銭出納担当と記録担当とを別の担当者にして牽制機能をもたせたり、定期的および不定期に残高確認を第三者が行い、又は、場所・保管方法を明確にしたりする必要がある。そして、担当者は、日々残高確認を行い過不足が発生したならばその原因を追究しなければならない。 現金取引が発生した場合には、金銭出納担当者が現金管理の根拠を明確にするとともに、保育施設管理者の会計管理の適正化のため、金銭出納担当者は現金出納又はそれに替わるものを作成する必要がある。

★POINT★

- ・現金取引が発生した場合には、現金管理の適正化のため、現金出納帳（又はそれに替わるもの）を作成すること。
- ・現金を受領した場合は、領収書を発行すること。
- ・定期的及び不定期に、第三者による残高確認(金庫等の金額と帳簿上の金額の突合)を行うこと。
- ・担当者による日々の残高確認において、過不足が発生した場合は、原因究明すること。

4 支出

観 点	基本的な考え方
・事業を継続的に健全かつ円滑に運営する経費に対する支出がされているか（家賃や光熱水費は滞りなく支払われているか）。	認証保育所の設置者には下記の要件が求められている。 (1) 認証保育所を運営するために必要な、経済的基盤があること。 (2) 本事業を継続的に健全かつ円滑に実行できること。 「必要な経済的基盤」とは、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を持っていること。ただし、次のいずれも満たす場合には、不動産の貸与を受けて設置する場合を所有権を持っているとみなして差し支えない。 ア 賃借料の財源について、既存事業から継続的財源確保等、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 イ アの財源とは別途、当面の支払に充てるための1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等（普通預金・定期預金・国債等）により保有していること。 事業を継続的に健全かつ円滑に実行するためには、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されているだけでなく、適正に支出がされていることが求められる。

★POINT★

・経済的基盤があることを、家賃や光熱水費等の支払い状況や、財源、預貯金等の残高の保有状況で確認できることが必要である。

5 運営費補助金の対象経費

この補助金の補助対象経費は、補助事業を実施するための経費で、別表に定めるものとする。（大田区認証保育所運営費等補助要綱第7条）

項目	補助対象経費
(1) 運営費 (2) 3歳児配置改善加算 ・ 4歳以上児配置改善加算 (3) 減価償却費加算 (4) 賃借料加算 (5) チーム保育推進加算	認証保育所の運営に必要な経費
(6) 技能・経験に着目した加算 (7) 処遇改善等加算	職員の処遇改善に必要な経費
(8) 療育支援加算 (9) 高齢者等活躍促進加算 (10) 施設機能強化推進費加算 (11) 小学校接続加算 (12) 栄養管理加算 (13) 障害児受入促進加算	認証保育所の運営に必要な経費

★POINT★

- ・ 認証保育所の運営に必要な経費か。
- ・ 補助対象経費以外の不適正な支出はないか。

6 技能・経験着目加算

観 点	基本的な考え方
キャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について処遇改善を行っているか。	1 目的…キャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について処遇改善を行うことで、職場への定着を図ることを目的とする。 2 対象…4層以上の職層を設けた施設における第3職層の職員及び第4職層の職員で、職位の発令や職務命令を受けている職員（保育士だけでなく看護師・調理員・栄養士・事務職員等も対象になる）。 3 要件（一部抜粋） ①一定の要件を満たす賃金改善実施計画を策定していること ②一定の経験年数を有し、キャリアアップ研修を修了していること ③賃金改善は毎月支払われる手当又は基本給により行われること ④当該賃金改善以外の給与水準を低下させてはならないこと ⑤賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること 等

★POINT★

- ・確実に職員の賃金改善に充てているか。
- ・要件を満たさない場合、補助金の全部又は一部を返還する。
- ・当該賃金改善は大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱における賃金改善額及び支払賃金に含めないこと。

7 処遇改善等加算

観 点	基本的な考え方
職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施しているか。	1 目的…職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を実施する。 2 対象…保育所勤務職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く）。 3 要件…賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を区長に対し提出すること。

★POINT★

- ・全額を確実に職員の賃金改善に充てているか。
- ・あらかじめ職員に周知し、他の賃金項目の水準を低下させないこと。また、改善が必要な職種の職員に対し重点的に講じられるよう留意すること。
- ・改善を行う賃金の項目の名称・内訳等を明確に管理すること。
- ・要件を満たさない場合、補助金の全部又は一部を返還すること。
- ・当該賃金改善は大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱における賃金改善額及び支払賃金に含めないこと。
- ・同一の設置者が運営する他の認証保育所における賃金改善に充てることはできない。

[根拠法令等]

「大田区認証保育所運営費等補助要綱」別記第3

8 キャリアアップ補助金①交付額の算定方法

キャリアアップ補助金の交付額の算定方法

基準額は基本額に次の1から4の調整を加えた額とする。

- 1 キャリアパス要件
- 2 福祉サービス第三者評価の要件
- 3 情報公開等の取組に係る要件
- 4 子育て支援員研修の受講要件

※ 財務情報等の公表

「施設の収支」を【財務情報等の公表】として、

- ①利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、
- ②施設の全ての職員に対しその内容を周知すること

〔根拠法令等〕 「大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」第4条

「東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱等に係る財務情報等公表要領」2

9 キャリアアップ補助金②財務情報等の公表

「財務情報等の公表」を利用者にとって見やすい場所に掲示する

様式 3-1

【財務情報等の公表】

施設(事業)種別	認可保育所	設置主体	事業所名
----------	-------	------	------

施設(事業)の収支【令和5年度実績】

科目	前年度	交付対象年度
給付費・委託費収入	100,000,000円	200,000,000円
保育士等キャリアアップ補助金収入	500,000円	1,000,000円
保育サービス推進事業補助金収入	500,000円	1,000,000円
その他の補助金収入	500,000円	1,000,000円
利用料収入	500,000円	1,000,000円
その他の収入(寄付金収入、雑収入等)	500,000円	1,000,000円
事業活動収入計(1)	102,500,000円	205,000,000円
人件費支出	3,000,000円	6,000,000円
職員給料支出	500,000円	1,000,000円
職員賞与支出	500,000円	1,000,000円
非常勤職員給与支出	500,000円	1,000,000円
派遣職員費支出	500,000円	1,000,000円
退職給付支出	500,000円	1,000,000円
法定福利費支出	500,000円	1,000,000円
事業費支出	3,000,000円	6,000,000円
給食費支出	500,000円	1,000,000円
保健衛生費支出	500,000円	1,000,000円
保育材料費支出	500,000円	1,000,000円
水道光熱費支出	500,000円	1,000,000円
消耗器具備品費支出	500,000円	1,000,000円
その他の支出【 損害保険他 】	500,000円	1,000,000円
事務費支出	7,000,000円	14,000,000円
福利厚生費支出	500,000円	1,000,000円
旅費交通費支出	500,000円	1,000,000円
研修研究費支出	500,000円	1,000,000円
事務消耗品費支出	500,000円	1,000,000円
印刷製本費支出	500,000円	1,000,000円
水道光熱費支出	500,000円	1,000,000円
修繕費支出	500,000円	1,000,000円
通信運搬費支出	500,000円	1,000,000円
広告費支出	500,000円	1,000,000円
業務委託費支出	500,000円	1,000,000円
賃借料支出	500,000円	1,000,000円
土地・建物賃借料支出	500,000円	1,000,000円
租税公課支出	500,000円	1,000,000円

科目	前年度	交付対象年度
その他の支出【 支払手数料他 】	500,000円	1,000,000円
事業活動支出計(2)	13,000,000円	26,000,000円
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	89,500,000円	179,000,000円
施設整備等補助金収入	500,000円	1,000,000円
設備資金借入金収入	500,000円	1,000,000円
その他施設整備等による収入(寄附金収入、固定資産売却収入等)	500,000円	1,000,000円
施設整備等収入計(4)	1,500,000円	3,000,000円
設備資金借入金元金償還支出	500,000円	1,000,000円
固定資産取得支出	500,000円	1,000,000円
その他施設整備等による支出	500,000円	1,000,000円
施設整備等支出計(5)	1,500,000円	3,000,000円
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0円	0円
積立資産取崩収入	500,000円	1,000,000円
事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	500,000円	1,000,000円
その他の活動による収入	500,000円	1,000,000円
その他の活動収入計(7)	1,500,000円	3,000,000円
積立資産支出	500,000円	1,000,000円
事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	500,000円	1,000,000円
その他の活動による支出	500,000円	1,000,000円
その他の活動支出計(8)	1,500,000円	3,000,000円
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0円	0円
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	89,500,000円	179,000,000円
前期末支払資金残高(11)	5,000,000円	94,500,000円
当期末支払資金残高(10)+(11)	94,500,000円	273,500,000円

〔根拠法令等〕

「東京都保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」

9 キャリアアップ補助金②財務情報等の公表

(1) 【財務情報等の公表】「施設の収支」の作成方法

企業会計基準の計算書類から組み替えて作成する場合のポイント

- 損益計算書の減価償却費など資金の増減に関係しない科目は支出項目に記載しない
- 固定資産取得支出や借入金償還支出など損益計算書に記載はないが資金の増減に関係するものを記載（借入金明細書等の附属明細書と一致すること）
- 特有の会計処理：拠点区分間繰入金収入・支出を記載

(2) 計算書類等と整合しているか

- 前年度の当期末支払資金残高が当年度の前期末支払資金残高に繰り越されているか
- 帳簿と整合しているか

連絡事項

- 1 キャリアアップ補助金に係る「財務情報等の公表」の「**収支科目説明**」と、実地検査の際の「**当日準備帳票**」をお配りしますので、ご確認ください。
- 2 「**大田区の指導検査基準**」を策定しましたので、ご確認ください。